

半田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年五月二十日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第二十二号

半田市市税条例の一部を改正する条例

半田市市税条例（昭和五十二年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができるとともに、公示事項が記載された書面を」を、「第二条第二項」の下に「ただし書」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第二十条の三中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に改める。

第三十三条の七第二項中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

第三十五条の二第二項ただし書中「及び第三十五条の三の三第一項」を「並びに第三十五条の三の三第一項及び第二項第四号」に改める。

第三十五条の三の二第二項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。」に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、同条第五項中「次条第四項」を「次条第五項」に改める。

第三十五条の三の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第二十五条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第三号において同じ。）（退職手当等（第五十一条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第二十五条第一項第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第四十八条の九の七の三に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

第三十五条の三の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八条の九の七の三」を「第四十八条の九の八」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「法第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書に」を「同条第一項の規定による申告書に」に、「法第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出」を「同条第一項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等支払者の名称

二 公的年金等受給者が、法第三百十四条の二第一項第六号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

三 特定配偶者の氏名

四 扶養親族又は特定親族の氏名

五 その他施行規則で定める事項

第五十九条中「が土地」の下に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改める。

附則第六条中「から令和九年度まで」を「以後」に改める。

附則第七条の三第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「令和七年」を「令和十二年」に改める。

附則第七条の四中「又は附則第二十条第二項」を「、附則第十九条の三第一項又は附則第二十条第一項」に、「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

附則第九条の二中「附則第七条の二第四項」の下に「（法附則第七条の三第三項又は第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第十七条の二第二項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に、「附則第三十四条の二第十項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十九条の二の次に次の一条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第十九条の三 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の六の四で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えて適用される第三十三条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十三条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十九条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金

額」とする。

二 第三十三条の六から第三十三条の八まで、第三十三条の九第一項、附則第七条第一項及び附則第七条の三第一項の規定の適用については、第三十三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十九条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第三十三条の七第一項前段、第三十三条の八、第三十三条の九第一項、附則第七条第一項及び附則第七条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十九条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第三十三条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十九条の三第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第三十四条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十九条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第十九条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 附則第五条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十九条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十九条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 半田市市税条例（以下「市税条例」という。）第三十五条の二第一項ただし書、第三十五条の三の二及び第三十五条の三の三の改正規定並びに附則第六条の改正規定及び附則第七条の三第一項の改正規定並びに第三条第一項及び第二項の規定 令和九年一月一日

二 市税条例第五十九条の改正規定及び第四条の規定 令和九年四月一日

三 市税条例第三十三条の七第二項の改正規定並びに附則第七条の四の改正規定（「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める部分に限る。）、附則第九条の二の改正規定及び附則第十七条の二の改正規定並びに第三条第四項の規定 令和十年一月一日

四 市税条例附則第七条の四の改正規定（前号に掲げる改正規定を徐く。）及び附則第十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第三条第三項及び第五項の規定 金融

商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（公示送達に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第二十条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第三条 新条例第三十五条の三の三第一項及び第二項の規定は、第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第三十五条の三の三第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第三十五条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第七条の三第一項及び第二項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋（同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に

に供した場合については、なお従前の例による。

3 第一条第四号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第七条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第五項において「四号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、四号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十七条の二第四項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第十七条の二第一項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第十九条の三の規定は、四号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条 新条例第五十九条の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。